

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (93)

2018年4月15日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2016年7月の5回目です。四「経済とくらし」と、五「教育・文化・マスコミ・その他の問題」(前半)を取り上げます。ご愛読下さい。)

四 経済とくらし

(1) 安倍政府の経済政策の基本と特徴は、三点である。

①第一に、大企業(とくにアメリカの資本の流入している企業)の優遇である(例えば法人実効税率の引下げ)。第二に、中小企業、第一次産業(例えば農業・漁業・畜産業)潰しである。第三に、労働者の低賃金、労働時間の無制限と労働条件の切下げである。

②この観点に立って、経済とくらしの問題を考えたい。

(2) ①認可保育士の2015年度の平均賃金は、額面で月21万9千円であり、全産業平均と比べて11万4千円低い。そのため、資格を持っていても保育所以外の職場に勤める人が多く、潜在保育士は約80万人であり、厚生労働省は2017年度末までに9万人保育士が足りないの見込んでいる(7月1日朝日新聞)。

②一方、認可保育施設への申込数は、政権交代前の2012年4月と比べて22万6千人と増加している。

③右の隘路を打開するためには、保育士の賃金を上げ、労働条件を改善することが必要である。

(3) ①年金積立金運用独立法人(GPIF)は、7月1日までに厚生労働省に財務諸表

を提出した(7月2日赤旗)。

②その財務諸表によれば、2015年度の決算で5兆数千億円の運用損失を出していた。

③なぜ巨額の損失を出したのか。一口でいえば株で失敗したのである。

安倍政府は、2014年秋から12%だった国内株式の比率を25%に引き上げ、外国株式と合わせて株式運用を50%に倍増させる計画だ(実際は44%だった)。その結果、2015年7~9月期に7兆8899億円の損失、2016年1~3月期にも大幅損失を出した。2016年度に入っても株価は下落し、とくにイギリスのEU離脱で株価は急落し、そのため損失も大きくなったのである。

④①安倍政府は、一方では国民=人民には年金支給額を引下げ、保険料を引上げ、他方で年金積立金を金融界や大企業に投入し、巨額の損失を出している。

この実態こそアベノミクスの正体である(7月2日朝日新聞)。

⑤年金積立金は、2016年7月現在140兆円。それ迄の12%だった国内株式の運用比率を25%(実際は21.7%)に、外国株式をそれ迄12%だったものを25%(実際は22.1%)に倍増しようとし、株式運用額が61.6兆円に増やされた。

その結果として前述のような巨額な株損が生じたのである。要するに、株という魔物によって国民＝人民がこつこつと積み立ててきた年金が食い潰されたのである（7月5日赤旗）。

㊦7月4日、全日本年金組合は、公的年金の積立金運用で2015年度に5兆円以上もの年金の損失を出したことにつき、声明を発表した（7月6日赤旗）。

㊧声明の概要は、次のようなものである。

㊨安倍内閣が年金積立金を「株価つり上げの道具」とするために危険な株式運用を倍増させたことを厳しく糾弾する。

㊩参院選後に安倍内閣は、年金を物価以上に抑える「マクロ経済スライド」をさらに改悪し、さらなる年金削減を押し付けようとしている。

㊪際限のない年金削減と積立金を使った「ギャンブル」に暴走する安倍内閣には退陣させるしかない。

㊫「声明」のこの指摘は、ことの本質を鋭く見抜いていると考える（なお、この問題についての安倍首相の無反省振りについては、7月8日赤旗を参照のこと）。

(4) ㊬青森県は、豚の飼育頭数が全国9位、農業産出額は260億円であり、リンゴとコメに次ぐ主要農産物である。

㊭県の試算では、TPP発効で県内の農産物の生産額は最大46億3000万円減少、品目別では豚肉が21億3000万円減少となる。

㊮青森県鯿ヶ沢町で養豚業を営む長谷川自然牧場の長谷川洋子さんが、TPP交渉が大筋合意（2015年10月）したことを思い出すたび、気持ちが暗くなるという（7月8日河北新報）。

㊯TPP（環太平洋経済協定）が日本の第一次産業（農・漁・林・畜）に対していかに大きな打撃を与えるかを考えるとき、TPP批准を許してはならないという気持ちがふつふつと湧いてくる。

(5) ㊰7月14日、中央最低賃金審議会（中賃審）の小委員会が開かれた（7月15日赤旗）。労使双方から2015年の最低賃金（時給）引き上げの目安について意見が表明された。

労働者側は、毎年の賃金引き上げ額だけでなく、生活水準などあるべき到達水準を示した議論が必要だと主張し、“早期に全国一律800円、2020年迄に平均1000円”に向けて道筋をつけるよう要求した。

これに対し、使用側は、個人消費が伸び悩み、円高、英国のEU離脱問題などで先行きが懸念されるとして、引き上げを渋った。

㊱同日、全労連と国民春闘共闘委員会は、厚生省前で宣伝活動を行った。全労連齊藤公契約対策局長は、“参院選では与野党とも最賃引き上げが必要だと認めている。日本の最低賃金の国際水準は、アメリカより低い。引き上げ幅を前年との比較で決めるのではなく、貧困なくらしをなくし、人間らしい生活できる最低賃金の水準を議論すべきだ、”と述べた。

㊲7月13日、日本弁護士連合会（日弁連）は声明を発表した。

㊳その声明は、㊴貧困や男女の賃金格差の解消のためにも底上げが必要であること、㊵地域格差の縮小も喫緊の課題であること、㊶2020年度迄に「全国平均1000円」と明記した2010年度閣議決定の目標を後退すべきでないこと、㊷本年度（2015年度）、全国すべての地域で少なくとも500円以上

の最低の引き上げを答申すべきであること、とするものである。

(6) 7月13日、「消費税をなくす全国の家」は、常任世話人会を開き、増税中止、戦争法廃止の運動を広げていくことを確認した(7月15日赤旗)。

(7) ①農水省のまとめた農業構造動態調査によれば、2016年度の農業経営体(農家・組織)は、131万8400となり、前年比で5万8900(4.3%)少なくなった。家族経営体は5万9900減少した(7月17日赤旗)。

②農水省によれば、2015年11月現在の漁業就業者は16万6610人となり、前年比で6420人(3.7%)減少した。

③この減少の原因としては、様々な要因が絡んでいるが、安倍政権の経済政策、大企業優遇のアベノミクスが基本的要因とみるべきであろう。つまり、TPPがらみの第一次産業切り捨てのためである。

(8) ④7月21日、中央最低賃金審議会の目安小委員会が開かれた。この動きに対し、全労連、国民春闘共闘委員会は、最低賃金の大幅引上げを求めて宣伝活動を行った(7月22日赤旗)。

⑤その発言の一部を紹介する。

全労連の橋口事務局長は、“賃金水準が低すぎる。いまずぐ時給1000円にすべきだ。”また“人口流出、経済格差が引き起こす深刻な問題をもたらしている、全国一律制にすべきだ”と主張した。

⑥JMITU(日本金属製造情報通信労組)の代表は、“若者の深刻な生活実態を改善し、景気を回復させるために抜本的な引き上げを求める”と述べた。

(9) ⑦7月20日、全労働省労働組合(全労働)は、東京都内でシンポジウム「岐路に

立つ雇用政策——ダイセント(貧困層)は広がるか」を開催した(7月22日)。

⑧開会に当たり森崎委員長は、“労働市場政策、雇用政策は2013年の『日本再興戦略』が大きな転換点だった。これ以降、雇用は改善するのか。貧困・格差は拡大するのではないか”と語った。

また伍賀一道金沢大学名誉教授は、“働く貧困層が分厚くいるのが特徴だ。これとあわせて低処遇の正社員が増加している”と語った。

(10) ⑨以上、労働問題についていくつかの例を紹介してきたが、私が感じていることは、アベノミクスの下で働く人が、自分の仕事＝労働に生き甲斐を奪われている人が増えているのではないかということである。労働こそが人間の生き甲斐のある社会へと変革しなければならぬと痛切に思う。

(11) ⑩7月28日、「農民連ふるさとネットワーク」の第13回総会が東京都内で開かれ、「運動方針」が確認された(7月29日赤旗)。

⑪その「運動方針」は、①TPP阻止、②消費者や業者と手を結び安全・安心な農畜産物の供給、③就農者の育成、④農業と食を守る連帯で事業を切り開く、というものである。

⑫白石淳一農民連会長は、参院選挙で野党統一候補が東北や甲信越で勝利したこと、米価暴落、農協解体、TPPへの怒りの声をつきつけたこと、そして共同の輪を一層広げていくことを呼びかけた。また真嶋良孝副会長は、労組・市民の反対が強いアメリカでTPP批准が難しくなっている動向を述べ、“新自由主義は矛盾が深い。TPP阻止に向けて頑張ろう”と訴えた。

④この大会の意義は、第一に、農民が市民と連帯しなければ、新自由主義＝農業・農協潰しに対抗できないことを確認したこと。第二に、T P P 批准阻止に明るい展望を打ち出したことであると考ええる。

(12) ①7月29日、「年金積立金管理運用独立法人」(G P I F) が2015年度の年金運用損失が5兆3098億円だ、と正式に発表した(7月30日河北新報)。

②何故赤字に転落したのか。それは、一口にいえば、年金の巨額な積立金を株の投資に使ったからである。

G P I Fは、2014年10月に資産構成割合を変更し、株式の割合の目安を国内外で計24%から50%に引き上げた。そこで株への投資で、アベノミクスの根幹をなす「市場

活性化」につなげようとしたが、株価は下落した。そのため巨額の年金損が生じたのである(前述(3)参照)。

(13) 以上で経済とくらしの項目を終える。

書き進めてきて浮かぶ感想は、第一に日本が格差社会になったこと、第二に第一次産業(農・漁・林・畜など)が衰退したこと、第三にギャンブル的要素の強い経済構造がアベノミクスにより人為的に造り出されたこと、第四にそれにも拘らず国民＝人民は、T P P 批准阻止闘争に代表されるようにこの奇妙な流れを阻止しようと多種多様な闘いを全国各地で連帯して懸命に実践していることである。

この闘いに希望を託したいと考える。

五 教育・文化・マスコミ・その他の問題

(一) 教育問題

(1) ①7月1日、大阪市で「ヘイト・スピーチの抑止をめざす条例」が全面的に施行された(7月9日赤旗)。

②この条例は、全国初のもので、有識者でつくる審査会と市が認定すれば、発言者氏名を公表する。

条例は、ヘイト・スピーチをこう定義する。“特定の人種や集団を社会から排除し、憎悪や差別意識をあおる目的で侮辱や中傷や誹謗するもの”。

その抑止のしくみは、被害を受けた市民からの申立を受け、有識者でつくる審査会が「ヘイト・スピーチ」と認定すれば、発言の概要や氏名・団体名を市のホームページで公表する。過去の街頭デモでも、インターネット上に動画が投稿され、閲覧できる状態であれば申立ての対象となる。認定され

れば、市は投稿者名を公表し、プロバイダーに削除を要請する、という仕組みである(7月2日赤旗)。

③ヘイト・スピーチ(憎悪スピーチ)は、ヘイト・クライム(憎悪犯罪)のほんの一部にすぎないが、このことについては後述するところに廻し、大阪でのヘイト・スピーチに関する判例をみることにする。

2016年6月27日、大阪地裁(裁判長増森珠美)は、在日朝鮮人のフリーライターである李信恵さん(原告)が「在特会(在日特権を許さない市民の会)」(被告)に対し、被告は原告の名誉を毀損したとして損害賠償金として、“77万円を支払え”とする判決を言い渡した。同時に、被告が起こした反訴請求を棄却した。

その理由として、「天下の李信恵さんが…

立てば大根、座ればカボチャ、歩く姿はドクダミ草」と揶揄し、李信恵がジャーナリストとして書いた記事を「誤報」と決めつけるなどした書き込みについて、“原告（李）が虚偽の事実を垂れ流しているなどという表現は、一般の読者をして、原告が真実と異なる虚偽の内容の記事を執筆しているとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものである… 「立てば大根」発言や、「馬鹿か、お前らってね」「鮮人記者」が「撒き散らしている虚言」などの発言を全体としてみると、「記事の真偽とは何ら関係のない原告の容姿を侮辱的な表現で揶揄したり、その人格を不穏当な表現で執拗に攻撃するものであって、原告の記事の真偽に関する意見表明に仮借して、いたずらに原告を誹謗中傷することを主たる目的で行われた… その目的が専ら公益を図ることにあったとは認められず」と認定し、棄却判決を下したのである（前田朗「反ヘイト・スピーチ裁判勝利」マスコミ市民2016年12月号参照）。

④④前述したように、ヘイト・スピーチは、ヘイト・クライムの一部分に過ぎない。そこで、ヘイト・クライムについて、誰が何の目的で誰に対して、いかなる態様で行われるのかを前田朗『ヘイト・クライム』（2010年 三一書房）及び特集「ヘイト・スピーチを許さない社会」（世界2014年1月号）を参考にして考察することにする。

㊤まず最初にヘイト・クライムとは、いかなるものかを考えてみたい。

(i) ヘイト・クライムの対象（＝客体）となるのは、○在日朝鮮人、○ナショナル・マイノリティ、○障害者、など社会的弱者である。

(ii) 差別者（＝主体）となるのは、「在特会」（在日特権を許さない市民の会）である。この団体は、“在日韓国人・朝鮮人（以下、在日）問題を広く一般に提起し、在日の特権的に扱ういわゆる在日特権を無くすことを目的とする”団体である。その事業は、講演会、勉強会の開催や調査、研究… その他当会の目的達成に必要なことを行う団体であり（会則5条4）、会員数は、7902人である（2010年1月25日現在）。

(iii) では在特会の主張は何か。

「在日特権を許さないこと… 極めて単純であるが、これが会の目的」と称している。

では在日特権とは何か。“何より「特別永住資格」であり、これは1999年に施行された「入管法」を根拠に旧日本国民であった韓国人や朝鮮人などを対象に与えられた特権である。この在日特権の根幹である入管特例法を廃止し、在日をほかの外国人と平等に扱うことを目指すことが究極的な目標である。しかし過去の誤った歴史認識に基づき「日帝（日本帝国主義）、可哀そうな在日」という妄想がまだまだ払拭されていない日本社会では在日韓国人・朝鮮人を特別に扱う社会的暗黙の了解が存在しているのも事実だ、”と主張する団体が在特会である（会長桜井誠）。

(iv) では在特会がとる手段とはいかなるものか。李さんの例でみると、㊤「死ぬ」「殺す」「国へ帰れ」の脅迫まがいの脅しをかけること、㊦インターネット、ウェブサイトを利用すること、デモをすること、などである。

(v) またこれらの行為を警察が取り締まろうとしないことも、特徴である。

⑤ヘイト・クライム、ヘイト・スピーチの歴史は長く根も深い、ともに2009年頃から噴出したといわれている。特に在日朝鮮人、在日韓国人に対するヘイト・クライム、ヘイト・スピーチは、日本と北朝鮮や韓国との外交関係が険悪になれば噴出してきた。またこれからも噴出するであろう。

いま私たちに求められていることは、ヘイト・クライム、ヘイト・スピーチが「憲法」の基本原則である国際平和主義（憲法前文）に違反し、また国際法（「世界人権宣言」〈1949年〉1, 3, 4, 5, 6, 7条と「植民地独立付与宣言」〈1960年〉及び「国際人権規約」〈1966年〉前文、1条、さらに「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」〈1965年〉前文、4条、5条、7条に違反する、違法かつ卑劣な行為であることを胸に刻み込むであるとする。

(2) ①7月6日、大阪地裁は、大阪府立高校の卒業式で国歌斉唱時に起立しなかった元女性教師の訴えに対し、請求を棄却した。

その理由は、“起立斉唱を求める府の教育長の通達や職務命令に関し、” 思想・良心の自由の間接的な制約となることは否定しないが、式の円滑な進行のため、許容できる程度の合理性がある… 職務命令の根拠とな

る起立条例も違憲とは言えない“とするものであった（7月7日河北新報）。

②この判決は、君が代斉唱強制が思想・良心の自由の制限・制約になることを認める一方で、「式の円滑な進行のため」には思想・良心の自由を制約しても構わない、とするものである。

つまり思想・良心の自由よりも「円滑な式の進行」のほうが優先し、重要だとしたのである。

③果たしてそう言えるだろうか。私はそうは思わない。

第一に、思想・良心の自由には、憲法の保障がある。教育長の通達や職務命令は、憲法の下に立つ下位のものにすぎない。第二に、君が代斉唱について、「国旗及び国歌に関する法律」(1999年制定)には強制規定がない。第三に、「君が代」は国歌とされてはいるが、もともと戦時中は戦争と国家体制を守る歌であり、平和・民主憲法にそぐわない歌であり、その歴史を背負う国歌の起立斉唱を強制することは、思想・良心の自由を奪うのみならず、教育の中立性に反する。

以上のことからみて、国歌斉唱強制そのものが違憲であり、ましてや起立強制も違憲であるとする。